

知財を活用した中小企業向け融資について

平成26年6月9日

総務部 普及支援課

1. 知財金融の需要と背景

- 中小企業は知財で金融機関から資金調達したいというニーズがある一方で、中小企業からは知財は金融機関から財産として評価されていない、権利取得や維持費用が不要なコストとみなされるという指摘もあり、知財による資金調達は困難な状況。
- しかしながら、最近、中小企業への融資について、知財を評価して融資につなげようという政策関係者による検討の機運が見受けられるところ。

最近の知財を活用した金融を巡る検討動向

○産業構造審議会 知的財産分科会とりまとめ（抜粋）

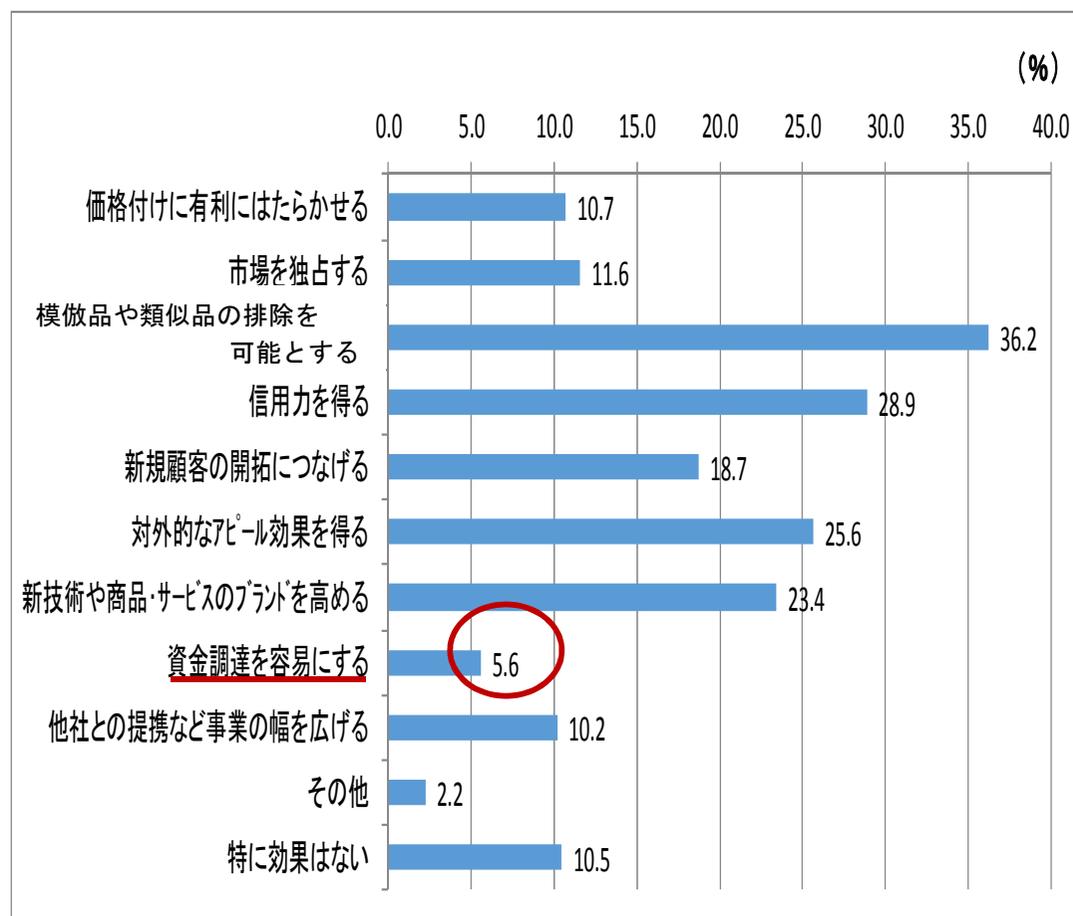
- ・ 知的財産を企業経営に組み込む取組みの推進
特許権など無形資産を把握し、それを「見える化」することで、企業の内部・外部における経営活動に活かしていく知的資産経営を推進する。特に、国と地方自治体、金融機関、中小企業診断士、弁理士、弁護士等の専門家との連携を強化することにより、知的財産が正當に評価され、融資等に結びつく好循環を推進する。

○平成26年2月改訂「金融検査マニュアル」

事業価値を見極める融資手法等、中小企業に適した資金供給手法の取組みを求め、その具体的手法として、以下を例示

- 特許、ブランド、組織力、顧客・取引先とのネットワーク等の非財務の特定情報評価を制度化した、知的資産経営報告書の活用
- 経済産業省の推進する技術評価等と連携した取組み

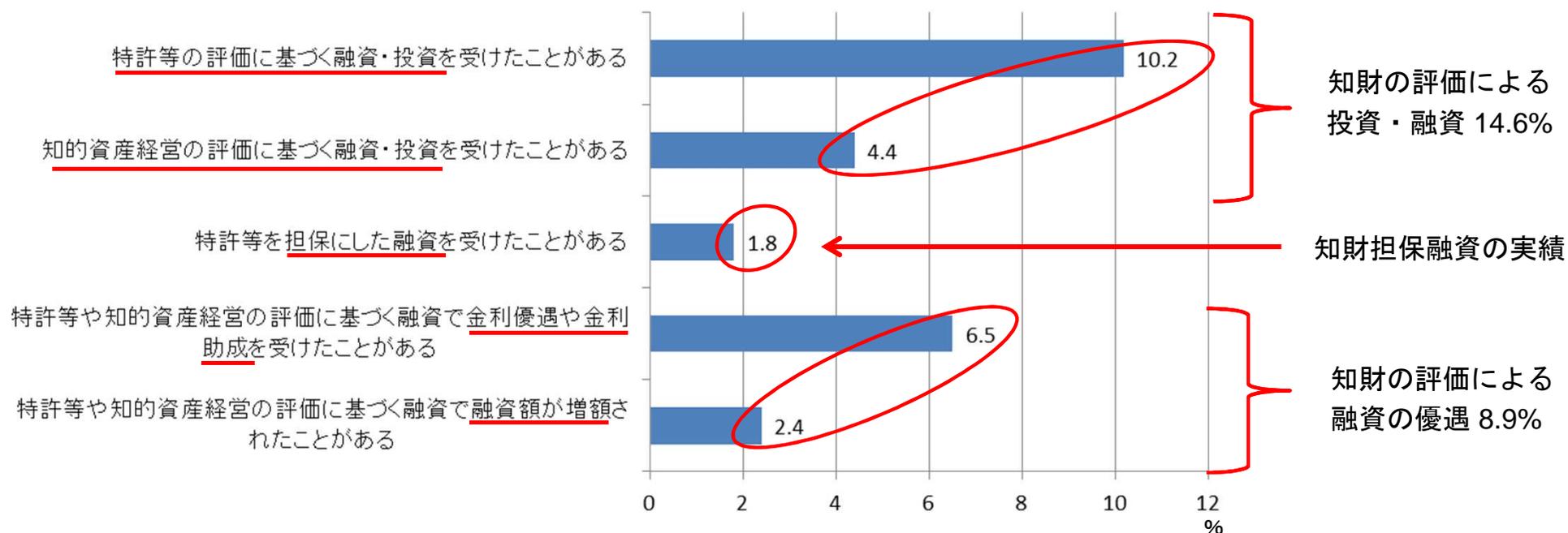
知的財産活動の効果



2. (1) 知財金融の実態（知財の取得による資金調達の効果）

- 特許等に基づく融資の状況については、約25%の中小企業がいずれかの融資上のメリットを受けたと回答（回答者1,731社のうち438社）。
- その内訳として、「特許等を担保にした融資を受けたことがある」との回答は1.8%にとどまるが、「特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資を受けたことがある」との回答が14.6%、それらの評価による金利優遇や融資額の増額を受けたことがあるとの回答が8.9%となっている。

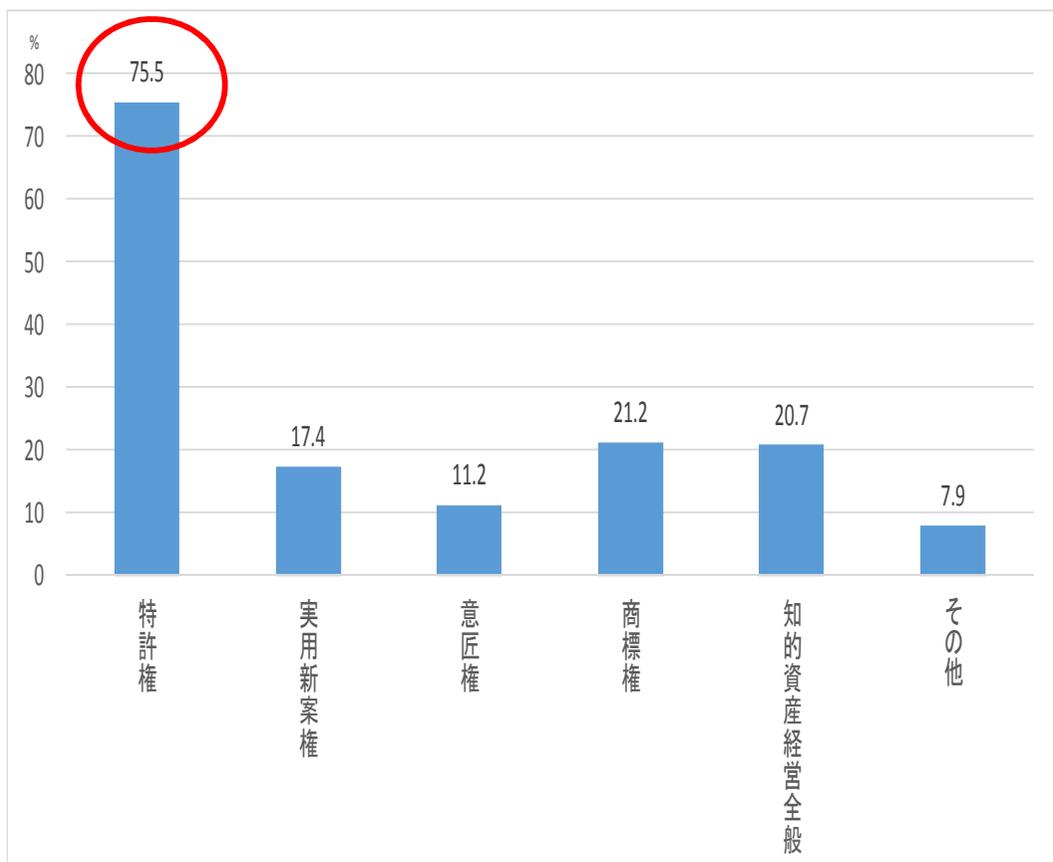
特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資状況（複数回答）



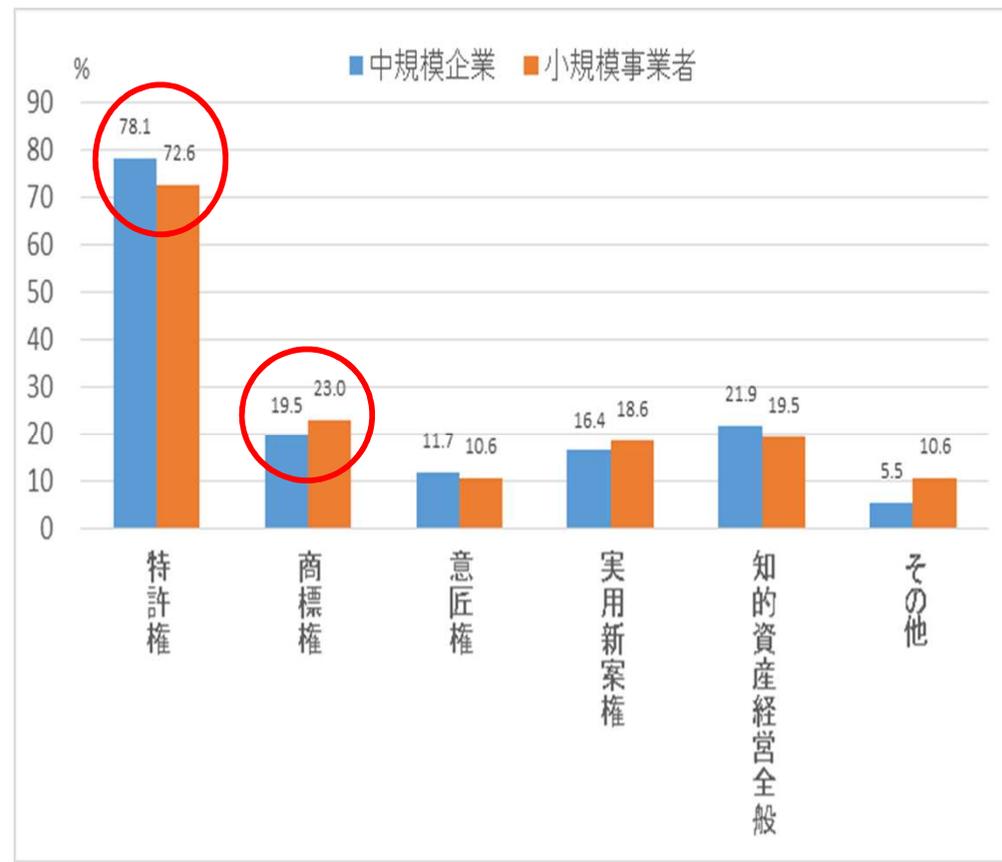
2. (2) 知財金融の実態（資金調達の対象となった知財）

- 資金調達の評価対象となった知財は、「特許権」が75.5%と他の権利と比べもっとも高い結果となった。
- 企業規模別にみると、中規模企業と小規模事業者で、「特許権」と回答した割合がもっと高く、小規模事業者では、「商標権」と回答した割合が高い。

資金調達の評価対象となった知的財産（全体）（複数回答）



資金調達の評価対象となった知的財産（規模別）（複数回答）



2. (3) 知財金融の実態 (総括)

- 知財による資金調達ができなかった企業においても、知財担保融資の実績は少ない。
- 中小企業の場合には、資金調達の対象となった知財は特許権が多い。金融機関が中小企業の成長に関わりが大きい要因である特許や技術を評価しようとしていることがうかがえる。
- その一方で、多くの金融機関は知財を評価できる専門的人材がいないため、評価できない状況。

金融機関による中小企業への融資の際の
評価項目 (61項目) の優先順位

優先順位	評価項目
1	会社経営に対する使命感・責任感
2	主力金融機関であるかどうか
3	経営管理能力
4	経営計画・事業計画の有無
⋮	
8	同一製品・技術分野における優位性
⋮	
36	技術的な参入障壁の高さ
⋮	
45	知的財産権の保有数
58	知財の経済的価値
59	他社へのライセンス実績
60	基本特許に近いかどうか
61	知財の年間出願数・登録数

金融機関内部に
知財を評価でき
る専門人材が
不足しており、
評価できない
状況

特許権への金融機関による質権設定状況
(2014年4月現在)

金融機関	与信額 ()内は中小企業への与信額	与信額 に占める割合
政府系 金融機関	101.1億円 (89.6億円)	23.6%
メガバンク等	171.5億円 (140.6億円)	40.0%
地銀・ 第二地銀	132.0億円 (127.5億円)	30.8%
信用組合・ 信用金庫	24.1億円 (23.6億円)	5.6%
与信額合計	428.6億円 (381.3億円)	100.0%

<出典>金融機関から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究
(平成24年度特許庁調査)

<出典>特許庁調べ
※質権設定には、根質権、共同質権を含む。
※質権と根質権に設定された債権額、債権極度額を与信額として集計。

3. (1) 中小企業の知的財産を活用した融資事例①

■ 調査会社の知財・技術評価をつかって、民間金融機関が知的財産担保融資を実施している事例

豊和銀行（大分県）の取組み

- 豊和銀行が提携した調査会社（（株）パテントファイナンスコンサルティング）に知財担保融資を検討している中小企業の特許・技術の評価を外部委託。
- 評価額の50%を上限として融資。評価にかかる費用（30万～100万円）は中小企業側の負担。
- 融資案件が不良債権になった場合は担保とした知財の売り先を調査会社が紹介（制度創設：2011年9月6日）。

<参考>

（株）パテントファイナンスコンサルティングの豊和銀行等の金融機関との提携による実績
（2014年4月時点）

- 融資実績 23件
 - 内訳：商標権 60%
 - 特許権 25%
 - 著作権等 15%
- 融資実績額 約51億円

特許権・商標権・実用新案権・意匠権・著作権等を保有の皆様へ
知的財産担保融資のご案内!

特許権
商標権
実用新案権
意匠権
著作権

知的財産担保融資とは

お客さまがお持ちの権利化した特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権等の知的財産権について、豊和銀行指定の外部評価会社による評価を受けただき、その知的財産権に担保権を設定し、評価額的一定割合の範囲内でご融資を行うものです。

※外部評価会社について

会社名	株式会社パテントファイナンスコンサルティング	資本金	400万円
代表者	代表取締役 日野 繁二	所在地	東京都港区北青山2-7-26 フジビル2階
設立	2004年11月9日		

【知的財産・技術・ノウハウ】に対する第三者の客観的評価を得ることで…

- ・ 対外的信用力の向上につながるのでは？
- ・ 不動産以外の資産として、金融機関の評価・融資にプラスになるのでは？
- ・ 数値化することで、今後の経営戦略に活かせるのでは？

知的財産権の評価要領

種 別	価値評価の概要	評価費用	融資額上限
スタンダード版	・ 知的財産の権利性のテューアレジエンス・類似特許調査 ・ 技術や製品の市場性、競合との比較優位性 ・ 市場性等を踏まえた知的財産権価値評価	1百万円前後 (交通費・旅費別途費用は別途) 評価期間 約3週間	評価額の50%
簡 易 版	・ 所有知的財産の一覧表 ・ 技術や製品の市場性の簡易調査 ・ 知的財産権の簡易価値評価	300千円(税別) (交通費・旅費別途費用は別途) 評価期間 約2週間	評価額の30%

注) 評価費用はお客さまのご負担となります

評価の手順



融資要領

- 対象となるお客さま / 大分県、福岡県、熊本県内に本社または支店を有し、特許権等の知的財産権を有している法人もしくは個人事業主の方。(業種は問いません)
- 融 資 金 額 / 原則、知財担保評価額に対し、スタンダード版:50%、簡易版:30%を上限とします。
- 融 資 期 間 / 原則、1年以上。
- 担 保 設 定 / 原則、知的財産権に担保を設定させていただきます。
- そ の 他 / 上記以外の条件につきましては、お客さまの事業内容、事業計画等をうかがったうえで、個別にご相談させていただきます。なお、本融資のご利用に際しては、銀行所定の審査が必要となりますので、予めご了承ください。

3. (2) 中小企業の知的財産を活用した融資事例②

■ 公的機関が調査会社に技術力・経営力等の評価書を作成させて、銀行に融資を促している事例

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（兵庫県）の取組み

- 中小企業の技術力・ノウハウや成長性・経営力を評価した評価書を発行することで、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援する取組を実施。

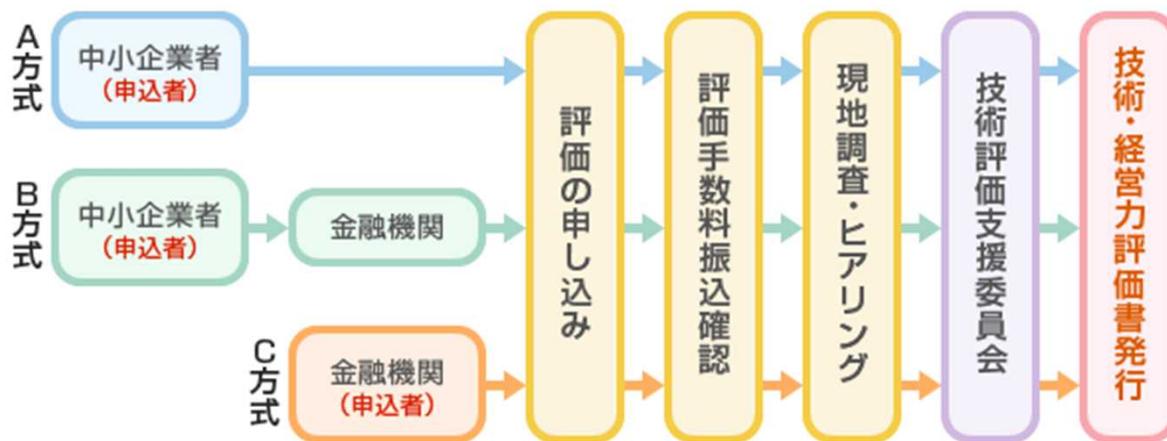
- 評価書では、技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む総合的な事業を評価。

※ 中小企業・金融機関からの申し込みにより、センターが提携している調査会社が評価書を作成。

評価に係る費用（10万～20万円）の3割をセンターが補助。

<制度創設2005年7月から2014年3月末までの実績>

- 評価報告書発行数 837件
- 融資実績 538件
- 融資実績額 約137億6000万円
- 制度利用金融機関 15行



センターへ直接申し込む方法（A方式）と金融機関を通じて申し込む方法（B方式）あり。
金融機関には、中小企業の同意を得てセンターに申し込む方法（C方式）がある。

評価書の活用方法

中小企業は

- 自社の強み、弱みを確認できる。
- 取引先や金融機関に対して、技術・製品・サービスをアピールできる。
- 事業の方向性をチェックできる。
- 事業改善のヒントが見つかる。

金融機関は

- 取引先の事業実態がわかり、技術・製品・サービスなど事業内容の価値判断の参考となる。
- 取引先の抱える問題点が明らかになり、事業改善に向けた支援の基礎資料となる。
- 融資判断の参考資料になる。

3. (3) 中小企業の知的財産を活用した融資事例③

■ 政府系金融機関が知財・技術・ノウハウを内部評価し、融資をしている事例

日本政策金融公庫の取組み

新規開業資金等（国民生活事業）

- 他企業で利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う新事業等、技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の設備資金に特別利率で融資

新事業育成資金（中小企業事業）

- 外部専門家で構成される成長新事業育成審査会から、事業の新規性・成長性について認定を受けた方等に特別利率で融資
- 他企業で利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う新事業等については、審査会の認定を省略できる場合あり

資本性ローン制度（国民生活事業／中小企業事業）

- 新事業等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るため、無担保・無保証、長期一括償還等の特徴を有す、資本性の資金を提供

知的財産権を利用して新事業を行う
中小企業向け特別貸付の融資実績

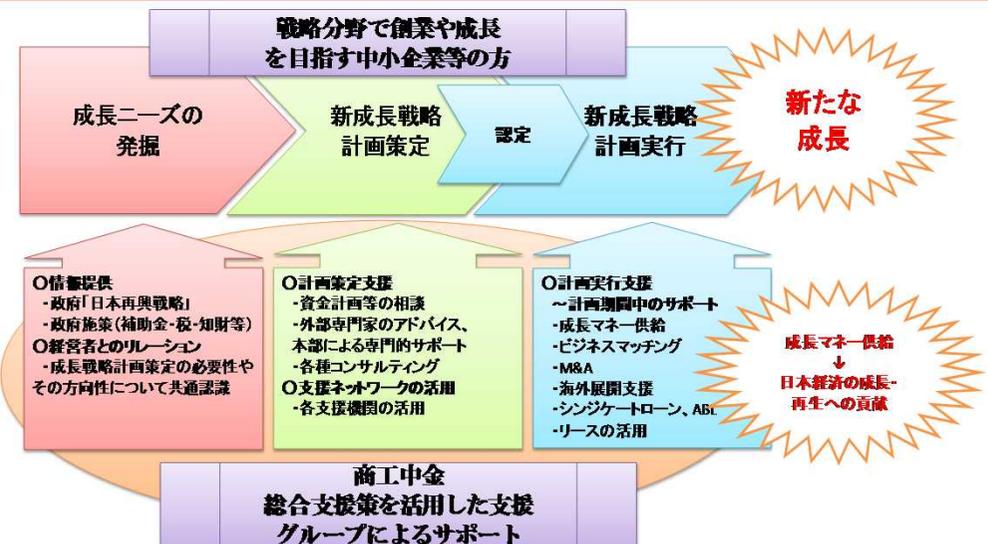
平成23年度	370社	131億円
平成24年度	421社	162億円
平成25年度	547社	214億円

※新企業育成貸付（国民生活事業）のうち知的財産権を利用した新事業向け融資実績と、新事業育成資金（中小企業事業）のうち知的財産権を利用した新事業向け融資実績を合算したもの

商工組合中央金庫の取組み

成長・創業支援プログラム

- 成長戦略分野で成長を目指す中小企業等に対して、構想段階から関与し、情報提供やコンサルティング等により計画策定を支援。
外部委員も参加する委員会等で技術や成長性・事業性等を評価し、「新成長戦略計画」として認定。計画実施に必要な資金について、低利融資制度等にて資金を融資。更に計画の実効性を高めるため、ビジネスマッチング等のさまざまなソリューションも提供。



3. (4) 中小企業の知的財産を活用した融資事例④

■ 知的資産経営報告書を融資審査の資料として活用している事例

※知的資産経営報告書はビジネスや人材、組織、取引先等の知的資産を「見える化」したものの。その中小企業の「強み」を外部にPRすることができるようになり、金融機関にとっては融資を検討する際に非財務情報を把握することが可能になる。

但陽信用金庫の取組み

2009年度より、ひょうご産業活性化センターとの共同で「知的資産経営セミナー」を開催し、中小企業の「知的資産経営報告書」作成支援を継続

- セミナー参加企業数 379社（2009年4月から2014年5月末までの実績）
- 「知的資産経営報告書」作成企業数 99社（同上）

飯能信用金庫の取組み

但陽信金の取組を横展開する際の課題等を確認するため、2012年度、経済産業省（知的財産政策室）と（独）中小企業基盤整備機構と連携して、「知的資産経営専門セミナー」の実践テスト事業を実施。8社参加し、「知的資産経営報告書」作成を支援。

さらに、2012年度の取り組みを独自で実施し、2013年度には、個別の7社に対して「知的資産経営報告書」の作成支援を実施した。

＜知的資産経営報告書を作成した企業からの声（概要）＞

企業	△社(大阪府・超精密金型製造)	▲社(奈良県・製造業)
意識した開示先	社員・新規開拓先・金融機関	新規開拓先・金融機関・社員(新入社員、事業承継等)
作成の背景・経緯	財務諸表以外の幅広い知的資産が企業の強みと理解し、中小企業診断士の指導の下作成	中小企業団体中央会からの声かけで、中小企業診断士の指導の下作成
効果のあった先と受けた評価	経営者自身の気づき、考えの整理ができた。経営理念と毎年の経営管理指数の間をつなぐものとして、中期で「だから、こちらの方向に向かっている」という意識共有ができた。 <u>会社の強みが最終製品のモノではなく加工技術であり説明しにくい</u> が、 <u>報告書によってこういう価値を御社にもたらしめると説明できる。</u>	特に新規顧客開拓で効果を実感、引き合いにもつながっている。多数印刷して、展示会でも配布。鹿児島で予定する新工場の住民説明会でも配布。しっかりした会社、情報をオープンにする会社との好意的な評価を得ている。
金融機関向け意識	ビジョンを持っている、きちんとした報告書を作成している、公的機関のHPに掲載されている点が評価を受けた。 優良企業として金利優遇にもつながっている。	金融機関での融資にも効果があるように感じる。 <u>事業内容が正確に伝わるし、形になっているため、審査の資料として有効な様子。</u>

3. (5) 中小企業の知的財産を活用した融資事例⑤

- 地方公共団体が中小企業の知的資産経営報告書を有識者に評価・認証させ、認証企業に融資をしている事例

京都府の取組み

- 知的資産経営報告書を有識者による評価※を行い、一定水準以上の評価を得た企業を知的資産経営に取り組むモデル企業として認証。（「知恵の経営」実践モデル企業認証制度、平成20年度創設）
- 京都府による認証企業への低利融資。

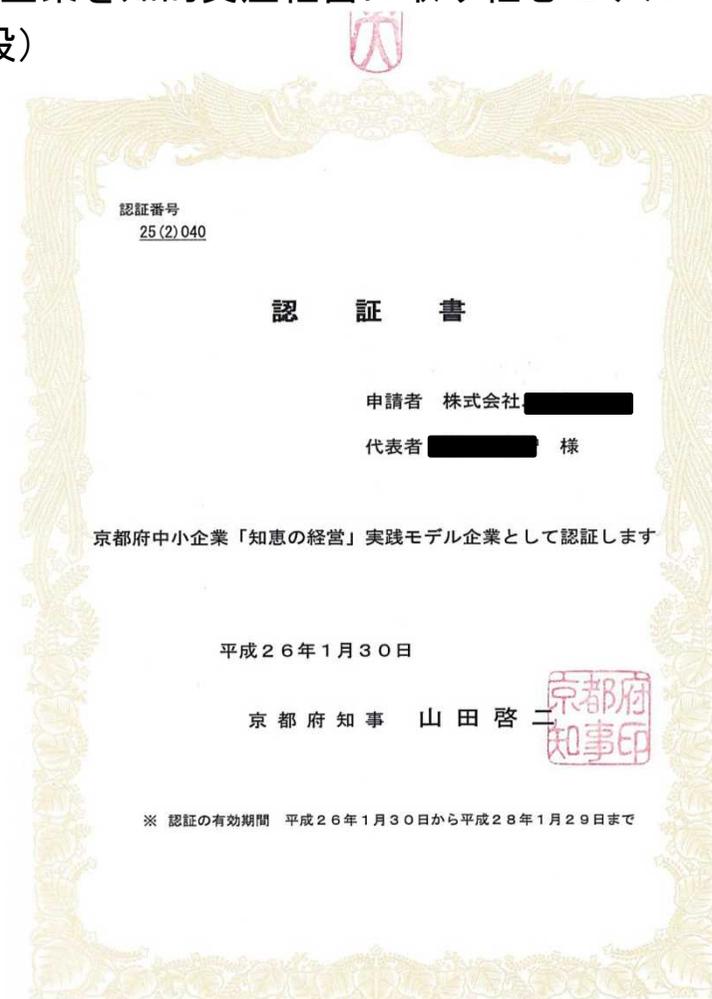
※「知恵の経営」に係る評価意見聴取会議を京都府と京都発明協会で共同設置し運営。

※ 融資については、11の金融機関が担当。

「知恵の経営」推進融資の概要

- 融資対象：「知恵の経営」実践モデル
認証企業・組合
- 限度額：5億6,000万円
- 融資利率：1.9%以内
- 融資期間：運転資金10年以内、
設備資金15年以内
- 担保等：原則無担保とし、連帯保証人
または保証協会の保証が必要

	認証企業数
20年度	9社
21年度	15社
22年度	27社
23年度	22社
24年度	33社
25年度	21社

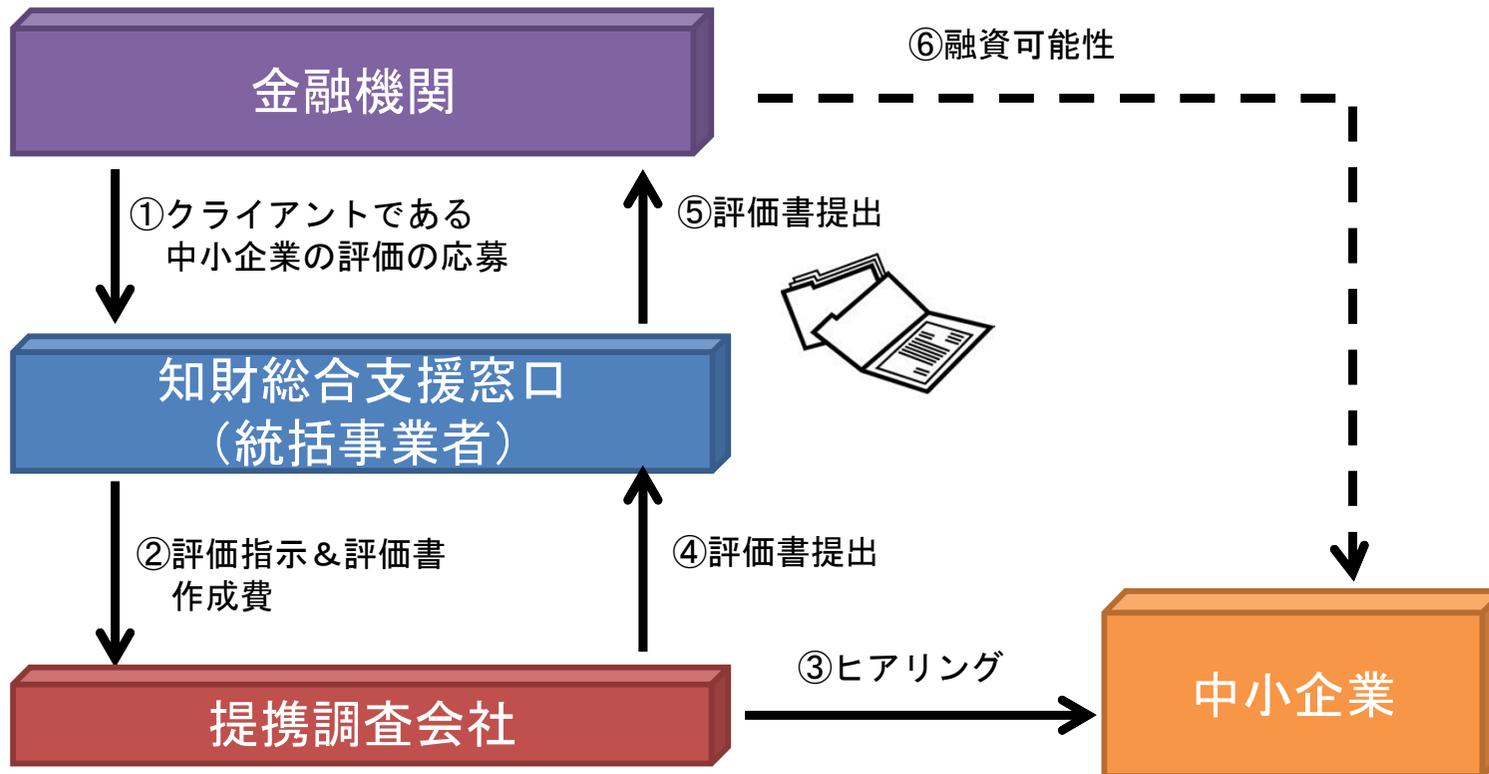


金融機関と連携する中小企業に対して、「知財ビジネス評価書」を作成。調査会社の紹介や評価書の作成費等を支援。
※評価書作成のための金融機関・中小企業の費用は無料

<目的>

- 一部の金融機関や中小企業支援機関※では、中小企業の特許等の知財を活用したビジネスを適正に評価できる調査会社に評価書を作成させることで融資につなげている例あり。
- このような取組みを全国に普及し、知財に注目した融資の促進を図る。

※大分県豊和銀行や兵庫県の(公財)ひょうご産業活性化センターの取り組み



実施概要

- 年2回公募(6月、9月を予定)
- 金融機関において評価書を具体的に融資の判断に活用する意図がある等の支援事業の趣旨が十分に理解されている案件を採択(35件程度採択予定)
- 評価書は、作成する提携調査会社によって調査手法や調査項目、納期にかかる期間等が相違
- 金融機関は応募の際に、募集要領で提示された各提携調査会社の評価の情報から融資の判断に使いたいと思う会社を指定
- 採択案件の分析や別途金融機関との協力事業等の実施も検討

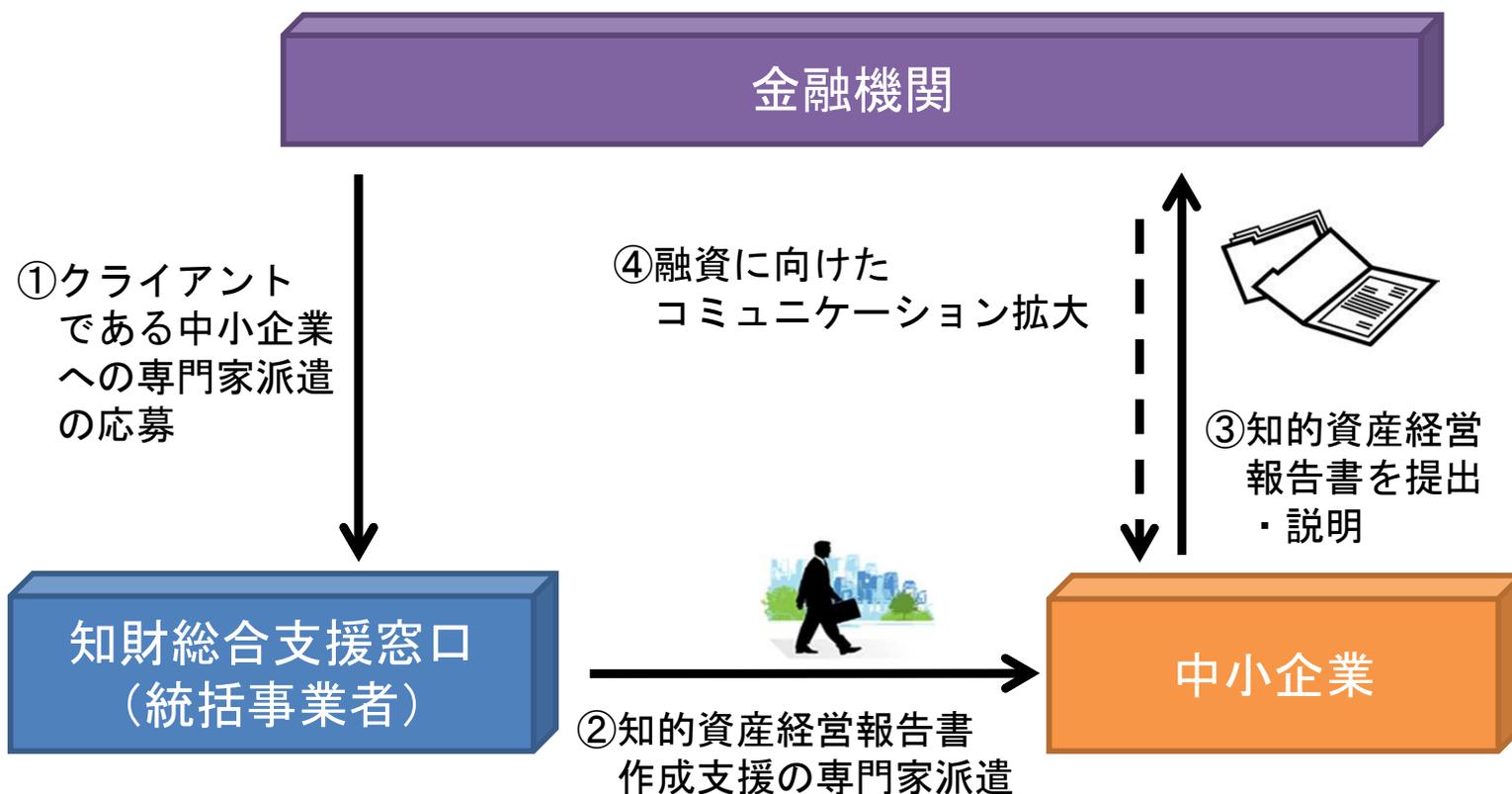
※複数の調査会社と提携を検討

4. (2) 特許庁における新たな取り組み② (知的資産経営報告書作成支援)

金融機関と連携する中小企業が、知的資産経営報告書を作成。作成に要する専門家派遣費用等を支援。

※報告書作成のための金融機関・中小企業の費用は無料

- 地域密着型融資（リレーションシップバンキング）を促進するため、金融機関はクライアントの企業情報やコミュニケーションの拡大を必要としており、そのツールとして「知的資産経営報告書」に注目している金融機関が存在。
- この取り組みを推進するため、知財総合支援窓口（統括事業者）から派遣された専門家が中小企業の知的資産経営報告書を作成し、その中小企業の特許等の産業財産権をつかったビジネス等の知的資産の「見える化」を支援。



実施概要

- 年2回公募（6月、9月を予定）
- 金融機関において報告書を具体的に活用する意図がある等の支援事業の趣旨が十分に理解されている案件を採択（20件程度採択予定）
- 専門家を中小企業に数回派遣し、経営者等と意見交換しながら作成を支援
- 専門家は知的資産経営報告書作成の十分な実績のある者を選定
- 作成される報告書は（独）中小企業基盤整備機構の「中小企業のための知的資産経営マニュアル」2012年5月改訂版に準拠

5. 知財融資普及の課題と必要な取組（例）

■ 金融機関の意識啓発や普及に必要な資料等の環境整備、評価書等作成の費用支援等の全般的取組が必要ではないか。

	ニーズ・課題	必要な取組(例)	効果
金融機関	特許等を価値判断するという意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○知財金融に関するシンポジウムの実施 ○知財関連融資マニュアルの作成 ○パンフレットによるPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○融資判断の参考 ○取引先の事業実態が分かり、事業内容の価値判断の参考
	知財権を担保とした場合に、万が一貸し倒れた際の売却先探しが困難	<ul style="list-style-type: none"> ○担保となっている知財の売却先の紹介支援 ○知財担保・流通実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○取引先の抱える問題点が明らかになり、事業改善に向けたアドバイスをする基礎資料
	知財を適切に評価できず、融資判断の参考になる情報獲得	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス評価書の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自社の強み、弱みを確認可能 ○取引先や金融機関に対して、技術等をアピール可 ○技術等を活用した事業改善のヒントを発見 ○新しい技術開発の基礎情報として利用可能
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス評価書の作成を依頼する費用を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家派遣による知的資産経営報告書作成支援 ○知的資産経営セミナーの実施 	
評価会社	成功事例情報の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットによるPR 	<ul style="list-style-type: none"> ○統一的な評価書の作成によって、金融機関にとって望ましい様式による評価書が提供 ○新規参入を含む評価会社の充実
	評価会社の数の不足／東京に集中	<ul style="list-style-type: none"> ○各評価会社の様式等の調査 	
	調査手法が評価会社により相違	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス評価書のモデル様式作成 	
その他	評価書の信頼性への疑問		
その他	海外の動向不足	<ul style="list-style-type: none"> ○海外の知財金融動向調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の取り組みの検討材料